

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 S E メディアパートナーズ  
代表者名 代表取締役社長 大林 浩  
(コード番号 2495 札証アンビシヤス)  
問合せ先 取締役 富樫 憲太郎  
(TEL. 03-3263-4666)

### 自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成22年4月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を決議しました。その後本公開買付けを平成22年4月12日から実施しておりましたが、平成22年5月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、その結果についてお知らせいたします。

なお、本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

#### 記

#### I. 公開買付けの結果について

##### 1. 公開買付けの概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 S E メディアパートナーズ 東京都千代田区五番町 4 - 5 五番町コスモビル

##### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

##### (3) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

平成 22 年 4 月 12 日（月曜日）から平成 22 年 5 月 13 日（木曜日）まで（20 営業日）

##### ② 公開買付開始公告日

平成 22 年 4 月 12 日（月曜日）

#### (4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 金 7,000 円

#### (5) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

② 決済の開始日

平成 22 年 5 月 20 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象になります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収額（買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その 7% に相当する金額）が差し引かれます。ただし、本公開買付けでは、買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を下回るため、みなし配当課税に係る源泉徴収は行われたい予定です。

## 2. 公開買付けの結果

### (1) 応募の状況

応募株券等の数の合計が買付予定数（12,000 株）に満たなかったため、応募株券等の全部の買付けを行いません。

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	12,000 株	-	10,865 株	10,865 株
新株予約権証券	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-
株券等預託証券（）	-	-	-	-
合計	12,000 株	-	10,865 株	10,865 株

(2) あん分比例により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

### 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社SEメディアパートナーズ 東京都千代田区五番町4-5五番町コスモビル

証券会員制法人札幌証券取引所 北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

## II. その他

### (1) 親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動について

本公開買付けにより、親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。当該事項に関しましては、本日別途公表しております「親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

### (2) 親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等について

当社の親会社であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社は同社の保有する当社株式9,865株につき、本公開買付けに応募しており、当社は平成22年5月20日（決済開始日）付で当該応募株式を同社から取得する予定であり、当該取引は、親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等に該当いたします。

当社は当該取引の決定に際し、当社が定める「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」（以下「指針」という）に適合するよう以下の措置を講じております。

・平成22年4月9日の臨時株主総会終結の時をもって、親会社より招聘していた社外取締役篠崎晃一氏及び社外監査役佐多俊一氏は辞任をしており、当該取引を決定した取締役会には親会社から出向している役員は参加しておらず、決定の独立性は確保されております。

・平成22年4月9日に開示いたしました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、取引の価格については、当社株式の市場価値を最優先に第三者からの意見を踏まえた上で決定しており、また当該取引は株主間の公平性の観点から公開買付の手法によっております。よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えます。

上記より、当該取引は指針に適合しているものと考えます。

(ご参考)

1. 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

- (1) 取得対象株式の種類                    普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数                12,000 株を上限とする。  
(発行済株式総数 (自己株式を含む) に対する割合 61.51%)
- (3) 株式の取得価額の総額                84,000,000円を上限とする。
- (4) 株式の取得期間                        平成22年4月12日から平成22年5月31日まで

2. 当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」  
は以下のとおりであります。

「当社と親会社等との間には、資金的関係及び役員の兼任という関係がありますが、取締役会における意思決定は、十分に議論を尽くした上で多数決をもって行われており、親会社等からの一定の独立性は十分に確保されているものと考えております。また親会社等との取引に係る条件については、市場価格その他当該取引に係る公正な条件を勘案して独立の第三者間の取引条件と同様のものを採用しております。」

以 上